

北茨城市告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、北茨城都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。なお、この変更は、北茨城市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から適用する。

平成26年10月8日

北茨城市長 豊田



1 都市計画の種類及び名称

地区計画

2 都市計画を廃止する土地の区域

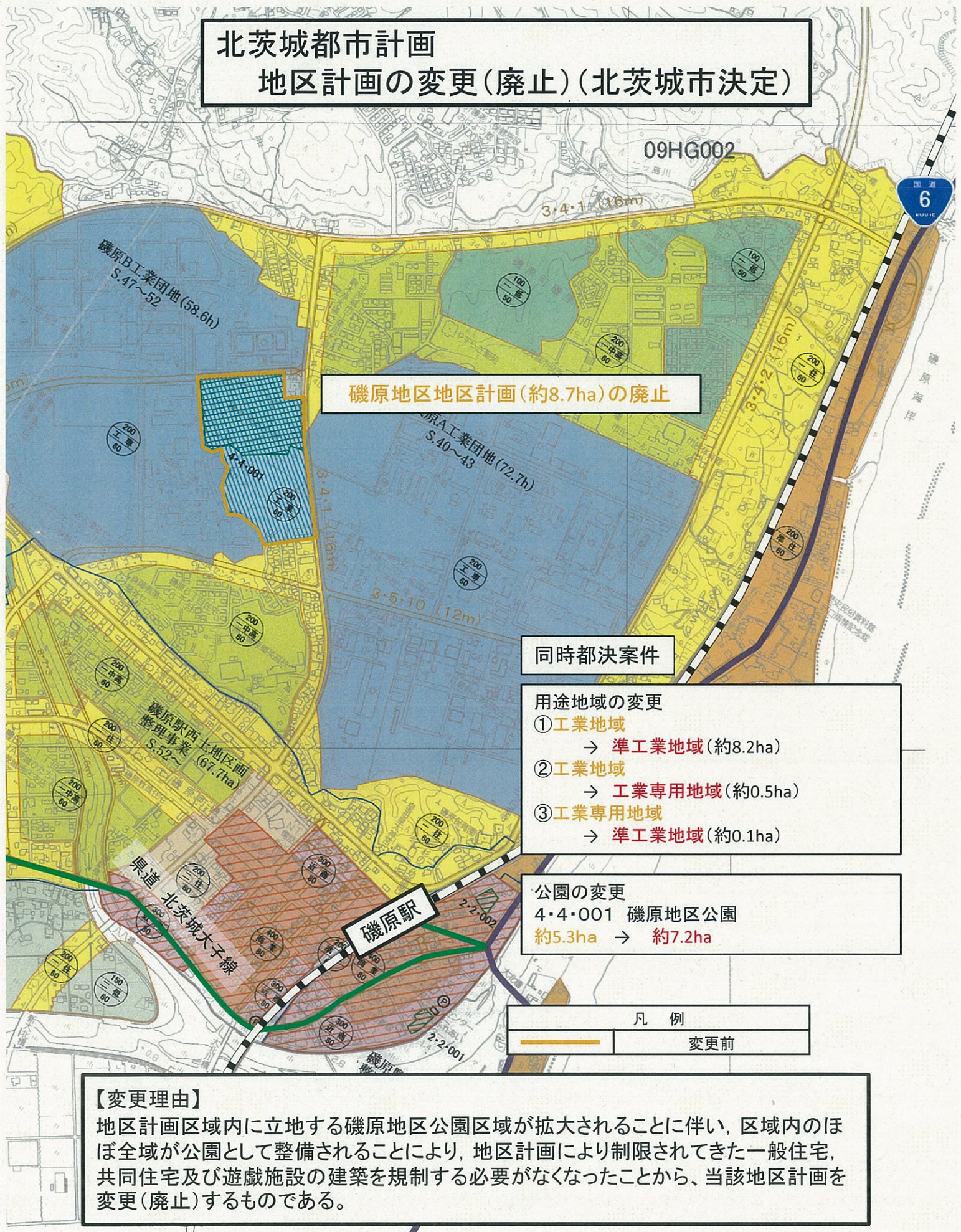
北茨城市 磯原町磯原字大石、六石、西カセイ田の各一部

北茨城市 華川町白場字駒木の一部

3 縦覧場所

北茨城市役所都市建設部都市計画課

北茨城都市計画 地区計画の変更(廃止)(北茨城市決定)



磯原地区地区計画(約8.7ha)の廃止

同時都決案件

用途地域の変更

- ①工業地域 → 準工業地域(約8.2ha)
- ②工業地域 → 工業専用地域(約0.5ha)
- ③工業専用地域 → 準工業地域(約0.1ha)

公園の変更

4-4-001 磯原地区公園
約5.3ha → 約7.2ha

凡 例	
	変更前

【変更理由】

地区計画区域内に立地する磯原地区公園区域が拡大されることに伴い、区域内のほぼ全域が公園として整備されることにより、地区計画により制限されてきた一般住宅、共同住宅及び遊戯施設の建築を規制する必要がなくなったことから、当該地区計画を変更(廃止)するものである。